

お ぎ し しゅわ げん ご ふきゅう およ しょう とくせい おう
小城市手話言語の普及及び障 がい の特性に応じたコミュニ
ケーション手段の利用の促進に関する 条例 (案)

しょう 障 がい の有無にかかわらず、ち い き あんしん く 暮らし たい という 思い は
しみん きょうつう ねが い である。その実現に向けて、お 互 い に 理解 し 合 う こと
が 必要 であり、げん ご 言語 を はじめ とした コミュニケーション の 手段 は、意思
そつう はか じょうほう え うえ たいせつ やくわり にな 疎通 を 図 り、情 報 を 得 る 上 で 大切 な 役割 を 担 っ て い る。

その中 でも、ろ う 者 の コミュニケーション 手段 である 手話 は、ろ う 者 が
にちじょうせい かつ いとな か 日常生活 を 営 む た め に 欠 く こと の でき ない 言語 である とい う こと を 踏
まえ、しゅわ げん ご 手話 を 言語 と して 明確 に 位置 付 け、しみん 理解 を 深 め て い く 必要 が
ある。

また、しょう 障 がい の ある 人 が、にちじょうせい かつ 日常生活 において 意思 疎通 を 円滑 に 図 る
た め に、しょう 障 がい の 特性 に 応 じた コミュニケーション 手段 を 選 択 し て 利用
す る こと が 大切 であり、コミュニケーション の 手段 に つい て の 理解 を 促
し 利用 し や す い 環 境 を 整 え て い く 必要 が ある。

これ ら の こと から、しゅわ げん ご 手話 が 言語 である こと を 普及 さ せ る と と も に、しょう 障
がい の ある 人 が 必要 と する コミュニケーション 手段 の 利用 を 促進 す る こと
により、だれ たが じんかく こせい そんちょう ち い き ささ あ 誰 も が お 互 い に 人格 と 個性 を 尊 重 し、地 域 で 支 え 合 い な が ら
あんしん く 安心して 暮 ら す こと の でき る 共 生 社会 を 実現 す る た め、この 条例 を
制 定 す る。

もくてき
(目的)

だい じょう 第 1 条 この 条例 は、しゅわ げん ご ふきゅう およ しょう 障 がい の 特性 に 応 じた コミ
ュニケーション 手段 の 利用 の 促進 に 関 す る 基本 理念 を 定 め、し 市の 責 務
なら しみん およ じ ぎょうしゃ やくわり あさ 並び に 市民 及 び 事業 者 の 役割 を 明 ら か に す る と と も に、その 総合 的 かつ
けいかく てき し さく すいしん しょう う む 計 画 的 な 施策 を 推 進 す る こと で、しょう 障 がい の 有 無 に か か わ ら ず 全 て の
しみん こころ かよ たが じんかく およ こせい そんちょう あ 市民 が 心 を 通 わ せ、互 い の 人格 及 び 個性 を 尊 重 し 合 い、も っ て 全 て
の 市民 が 安心して 暮 ら す こと が でき る 共 生 社会 を 実現 す る こと を
もくてき
目 的 と す る。

ていぎ
(定義)

だい じょう 第 2 条 この 条例 において、次 の 各 号 に 掲 げ る 用語 の 意義 は、当 該 各 号
に 定 め る と ころ に よ る。

(1) 障^{しょう}がい 身体障^{しんたいしょう}がい、知的障^{ちてきしょう}がい、精神障^{せいしんしょう}がい（発達障^{はったつしょう}がいを含む。）その他の心身の機能の障^{しょう}がいをいう。

(2) コミュニケーション^{しゅだん}手段 手話言語^{しゅわげんご}、要約筆記^{ようやくひっき}、筆談^{ひつだん}、点字^{てんじ}、音訳^{おんやく}、拡大文字^{かくだいもじ}、平易な表現^{へいひょうげん}、実物や絵図の提示^{じつぶつえずていじ}、身振り^{みぶ}、情報機器^{じょうほうき}その他の障^{しょう}がいのある人が、日常生活及び社会生活において情報^{じょうほう}の取得並びにコミュニケーション^{しゅとくなら}を行う際に必要な手段^{おこな}として利用^{りよう}されるものをいう。

(3) 市民^{しみん} 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。

(4) 事業者^{じぎょうしゃ} 市内において事業又は活動を行う法人その他の団体^{だんたい}をいう。

(5) ろう者^{ろうしゃ} 手話を言語^{しゅわげんご}として日常生活及び社会生活を営む者^{いとなもの}をいう。

(6) コミュニケーション^{しえんしゃ}支援者 手話通訳者^{しゅわつうやくしゃ}、要約筆記者^{ようやくひっきしゃ}、点訳者^{てんやくしゃ}、音訳者^{おんやくしゃ}その他の障^{しょう}がいのある人の意思疎通の支援^{いしそつうしえん}を行う者をいう。
(基本理念^{きほんりねん})

第3条^{だいじょう} 全ての市民^{しみん}は、障^{しょう}がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権^{きほんてきじんけん}を享有^{きやうゆう}するかけがえのない個人^{こじん}として尊重^{そんちゆう}されるものとする。

2 手話言語^{しゅわげんご}の普及は、手話が独自の言語^{ふきゆうしゅわどくじげんご}であって、ろう者が日常生活及び社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産^{およしかいせいかついとなたいせつうつぶんかてきしょさん}であるという認識^{にんしき}を基本^{きほん}として行うものとする。

3 障^{しょう}がいの特性^{とくせい}に応じたコミュニケーション手段^{しゅだん}の利用の促進^{りようそくしん}は、全ての市民^{しみん}が障^{しょう}がいの有無にかかわらず、相互^{そうご}の違い^{ちが}を理解^{りかい}し、人格^{じんかく}と個性^{こせい}を互いに尊重^{そんちゆう}することを基本^{きほん}として行うものとする。

(市の責務^{しせきむ})

第4条^{だいじょう} 市は、前条に規定する基本理念^{きほんりねん}（以下「基本理念^{きほんりねん}」という。）

に基づき、手話言語^{しゅわげんご}の普及及び障^{しょう}がいの特性^{とくせい}に応じたコミュニケーション手段^{しゅだん}の利用の促進^{りようそくしん}に関する施策^{しやく}を推進^{すいしん}するものとする。

2 前項の規定による施策^{ぜんこうきてい}の推進^{しやくすいしん}に当たっては、関係団体^{かんけいだんたい}、県等^{けんとう}と連携^{れんけい}を図るものとする。

(市民^{しみん}の役割^{やくわり})

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるとともに、障がいのある人が利用しやすいサービスを提供し、かつ、働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(施策の推進方針)

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関する施策

(2) ろう者その他の障がいのある人が、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択することができ、かつ、利用しやすい環境の整備に関する施策

(3) コミュニケーション支援者の養成及び確保に関する施策

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

(学校等への支援)

第8条 市は、教育又は保育の場において、コミュニケーション手段に対する理解を深める機会の確保を図るため、学校等（小学校及び中学校並びに保育所等をいう。）に対し情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

(非常時の支援)

第9条 市は、災害その他の非常時において、障がいのある人に対し、コミュニケーション手段による必要な情報の提供その他必要な支援を迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。